

◎新潟県告示第128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年1月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩沢地区	村上市下渡	次の図のとおり	土石流
糸沢地区	村上市下山田	次の図のとおり	土石流
座禅沢地区	村上市鑄物師	次の図のとおり	土石流
大栗田(1)地区	村上市大栗田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大栗田(2)地区	村上市大栗田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ムカイ沢地区	村上市大栗田	次の図のとおり	土石流
門前(1)地区	村上市門前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩ヶ崎地区	村上市滝の前、岩ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
源十郎地区	村上市滝の前、羽下ヶ淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
タテノ淵地区	村上市滝の前、羽下ヶ淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山本(1)地区	小千谷市大字山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
時水(1)地区	小千谷市大字時水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
時水(3)地区	小千谷市大字時水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関之入川支溪地区	小千谷市大字時水	次の図のとおり	土石流
上坪野(2)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(3)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

塩殿(5)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(10)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(14)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
時之島(4)地区	小千谷市大字塩殿、真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(16)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(17)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷沢地区	小千谷市大字山谷	次の図のとおり	土石流
米沢川地区	小千谷市大字山谷	次の図のとおり	土石流
米沢川支溪1地区	小千谷市大字山谷	次の図のとおり	土石流
桜町(1)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(2)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(3)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(4)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(5)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(6)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(8)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(9)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴻巣町地区	小千谷市鴻巣町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須川支溪2地区	小千谷市鴻巣町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)